



空き家の 解体補助 あります

法人の
申請も
可能です



神戸市すまいの総合窓口
すまいるネット

来所される時はご予約をお願いします

解体補助
専用ダイヤル **Tel:078-647-9969**

〒653-0042 神戸市長田区二葉町5丁目1-1 アスタくにつか5番館2階

すまいるネット 解体 検索

Fax:078-647-9912

(受付時間) 10:00-17:00 水曜・日曜・祝日定休



2026年度
令和8年度

神戸市老朽空家等解体補助事業

対象者

神戸市内にある対象建物の所有者等 ※個人・法人どちらも対象です

補助の条件

1986年(昭和61年)12月31日以前に建てられた建物で、
腐朽・破損のある空き家 ※すでに解体工事の契約・着工している建物は補助対象外です

- ・建物の構造(木造・鉄骨造・鉄筋コンクリート造など)や用途(住宅・共同住宅・店舗など)は問いません
- ・敷地内の建物、道に面する門・塀類、敷地内の立木竹等を全て解体除却することが必要です

補助金額

補助金額は、補助対象建物の登記床面積または課税床面積によって決まります。(下記表のとおり)

登記床面積または課税床面積	30㎡未満	30㎡以上	40㎡以上	50㎡以上	60㎡以上	70㎡以上	80㎡以上
補助金額	20万円	30万円	40万円	45万円	50万円	55万円	60万円

※建物の「登記事項証明書」「固定資産課税台帳の写し」等で「共同住宅」または「寄宿舍」の記載があり、
面積が100㎡以上かつ3戸以上の住戸がある場合は、補助金額が面積に応じて最大100万円となります。

※面積は建物の「登記事項証明書」「固定資産課税台帳の写し」等、いずれかの記載面積で算定します。
(これらの資料に記載のない別棟の建物や増築等の面積は算入できません。)

ご注意ください!
予算が
無くなり次第
終了します

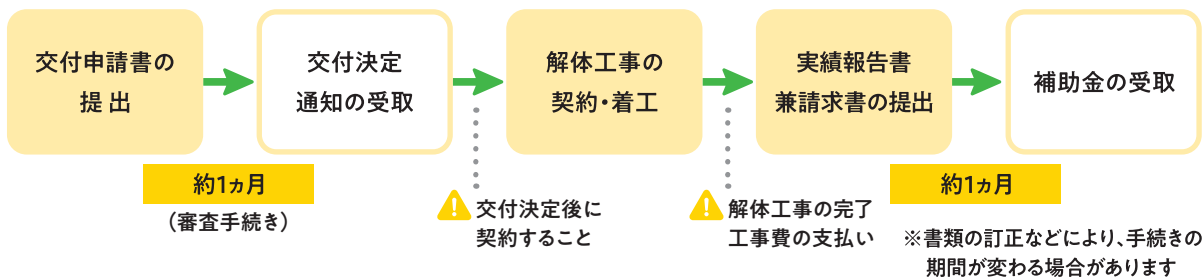
申請期間

2026年3月2日(月)から2027年1月12日(火)まで

※実績報告は2027年3月11日(木)までに完了させてください

申請の流れ

申請・書類提出やご相談で来所される時は事前に予約が必要です



お問い合わせ

すまいるネット 解体補助専用ダイヤル: 078-647-9969

受付時間 10:00-17:00
水曜・日曜・祝日定休

密集市街地(灘北西部・兵庫北部・長田南部・東垂水)の木造建物を解体する場合は
その他の支援制度もあります。(※神戸市老朽空家等解体補助事業との併用はできません)

密集市街地建物除却事業



解体後の跡地など、空き地の使いみちにお困りなら… 空き地活用応援制度

隣地統合型

法人もOK
※条件有り

「狭い」「再建築ができない」などの土地を
売買により隣地と一体化して使う場合

不動産仲介手数料や登記費用等を補助

最大50万円 ◀ 売主にも・買主にも

※すでに売買等の契約をしたものは補助対象外です
※売主のみからの交付申請はできません

個人整備型

個人のみ

農園として使ったり、ポケットパークとして提供
するほか、雑草を生やさない対策をする場合

整備費等の1/2を補助

最大10万円

※すでに整備等の契約をしたものは補助対象外です



お問い合わせ

すまいるネット

Tel: 078-647-9933
Fax: 078-647-9912

受付時間 10:00-17:00
水曜・日曜・祝日定休

まずは
申請期限や
条件を
Check!